



平成27年(ネオ)第10004号 損害賠償等請求上告提起事件

決 定

東京都港区赤坂九丁目6番33号

上 告 人	一般財団法人世界聖典普及協会
代表者代表理事	佐々木 茂
訴訟代理人弁護士	脇 田 輝 次

東京都国立市富士見台二丁目39番地の1

被 上 告 人	公益財団法人生長の家社会事業団
代表者代表理事	久 保 文 剛
訴訟代理人弁護士	内 田 智

上記当事者間の当裁判所平成25年(ネ)第10109号損害賠償等請求控訴事件について、当裁判所が平成27年4月28日言い渡した判決に対し、上告人から上告の提起があったので、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件上告を却下する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

理 由

本件記録によれば、本件上告状には上告の理由の記載がなく、また、上告人が提出期間内である平成27年6月30日に提出した上告理由書には、民事訴訟法312条1項又は2項に規定する事由の記載がない。

よって、民事訴訟法316条1項、67条1項、61条を適用して、主文のとおり決定する。

平成27年7月17日

知的財産高等裁判所第4部

裁判長裁判官 高 部 眞 規 子



裁判官 田 中 芳 樹

裁判官 柵 木 澄 子

これは謄本である。

平成27年7月17日

知的財産高等裁判所第4部

裁判所書記官 野 沢 宏 樹

